**○農林水産省
経済産業省
国土交通省告示第二号**

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり登録実施機関を登録したので、同法第二十九条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

一　登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
平成二十九年十月十七日　第〇〇一号

二　登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
公益財団法人日本合板検査会　理事長　河野元信　東京都港区西新橋三丁目十三番三号

三　登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地
本部　東京都港区西新橋三丁目十三番三号
北海道検査所　北海道札幌市白石区中央三条三丁目六番二十五号
東北検査所　岩手県盛岡市みたけ一丁目五番四十九号
東京検査所　埼玉県草加市谷塚二丁目十一番三十三号
名古屋検査所　愛知県名古屋市中央区鳥森町六丁目百十七番地
大阪検査所　大阪府大阪市住之江区平林北二丁目二番八号
中国検査所　島根県松江市学園一丁目九番八号
九州検査所　福岡県北九州市門司区西海岸三丁目一番三十八号

四　登録実施機関の登録実施事務の対象
第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業であって次に掲げるもの
(1)　木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
(2)　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
(3)　木質バイオマスを用いた発電事業

一　登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
平成二十九年十月十七日　第〇〇二号

二　登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
公益財団法人日本住宅・木材技術センター　理事長　古久保英嗣　東京都江東区新砂三丁目四番二号

三　登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地
東京都江東区新砂三丁目四番二号

四　登録実施機関の登録実施事務の対象
第二種木材関連事業であって次に掲げるもの
(1)　木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業
(2)　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

一　登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
平成二十九年十月十七日　第〇〇三号

二　登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
一般財団法人日本ガス機器検査協会　理事長　鈴木善統　東京都港区赤坂一丁目四番十号

三　登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地
東京都港区赤坂一丁目四番十号

四　登録実施機関の登録実施事務の対象
第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業であって次に掲げるもの
(1)　木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
(2)　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
(3)　木質バイオマスを用いた発電事業

一　登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
平成二十九年十月十七日　第〇〇四号

二　登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
一般社団法人日本森林技術協会　理事長　福田**隆**政　東京都千代田区六番町七番地

三　登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地
東京都千代田区六番町七番地

四　登録実施機関の登録実施事務の対象
第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業であって次に掲げるもの
(1)　木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。）
(2)　木質バイオマスを用いた発電事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。）

一　登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
平成二十九年十月十七日　第〇〇五号

二　登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
一般財団法人建材試験センター　理事長　福水健文　東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号

三　登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地
東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号

四　登録実施機関の登録実施事務の対象
第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業であって次に掲げるもの
(1)　木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
(2)　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
(3)　木質バイオマスを用いた発電事業

○環境省告示第七十八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第四項（同法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三十六条第一項の規定により指定しようとする生息地等保護区及び同法第三十七条第一項の規定により指定しようとする管理地区について、次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十七日

環境大臣　中川　雅治

第一　生息地等保護区の指定
一　名称
大岡アベサンショウウオ生息地保護区
二　指定の区域
兵庫県豊岡市日高町大岡の一部七・八ヘクタール
三　指定に係る国内希少野生動植物種
Hynobius abei（アベサンショウウオ）
四　指定の区域の保護に関する指針の案
(一)　アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件